

加古川市職員等からの内部通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づく職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 加古川市職員等からの内部通報制度の名称は、「内部通報ホットライン」とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する嘱託員をいう。

(2) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 職員

イ 市から事務又は事業を受託したもの並びにその役員及び受託した業務に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）並びにその役員及び管理の業務に従事している者

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市の業務に従事している者

オ アからエまでに掲げる者であったもの（当該通報の日前1年以内に当該業務に従事していた者に限る。）

(3) 内部通報 職員等が、市が実施する事務又は事業に関し、次のいずれかの行為が生じ、又は生じようとしていると思料する場合に行う通報をいう。

ア 法令（条例、規則を含む。以下同じ。）に違反する行為

イ 人の生命、身体、財産その他の利益を害する行為

ウ 公益に反する行為又は公正な職務を損なう行為

(内部通報)

第4条 職員等は、次条に規定する内部通報相談員（以下「相談員」という。）に対して内部通報を行うことができる。この場合において、内部通報は、文書、電話、電子メール又は面談等により行うものとする。

2 内部通報は、実名により行い、内部通報を行う職員等（以下「通報者」という。）の氏名及び住所を明らかにし、内部通報の対象となる事実の発生日時、場所及び証拠の状況

等を分かりやすく伝えなければならない。ただし、匿名での内部通報であっても、通報の対象となる事実が客観的に証明できる資料があるときは、有益な情報提供として取扱うものとする。

- 3 内部通報は、客観的事実に基づいて行い、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情によって行ってはならない。

(相談員)

第5条 内部通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するとともに、通報者等の保護を図るため、委託契約により、相談員1人を置く。

- 2 内部通報に係る委託契約（以下「内部通報ホットライン業務契約」という。）を締結できる者は、弁護士である者であって地方自治法第252条の28第3項各号に該当しないものでなければならない。

- 3 相談員の任期は、1年以内とし、内部通報ホットライン業務契約で定める。

(相談員の業務)

第6条 相談員は次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部通報の受理に関する業務
- (2) 内部通報の報告に関する業務
- (3) 内部通報に係る相談に関する業務
- (4) その他市の内部通報の処理が適正に行われるため必要な業務

(内部通報の処理)

第7条 相談員は、第4条第1項の規定により内部通報を受けたときは、内部通報の内容を整理し、速やかに第9条第1項に規定する通報処理責任者に報告しなければならない。なお、報告に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないように十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

- 2 相談員は、前項の規定にかかわらず内部通報に係る事実が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の措置を講じないものとする。

- (1) 通報内容が内部通報に該当しない場合
- (2) 通報者に内部通報の内容について説明を求めても当該内部通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できない場合
- (3) 通報者が匿名の場合（第4条第2項ただし書の規定に該当する場合を除く。）

(相談員の守秘義務等)

第8条 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も、同様とする。

- 2 相談員は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれのある情報を開示してはならない。

(内部通報処理体制)

第9条 市長は、通報処理に関する事務を総括する者として、通報処理責任者を置き、防災安全部長をもって充てる。

- 2 防災安全部長に関する内部通報にあつては、前項の規定にかかわらず、通報処理責任者は総務部長をもって充てる。
- 3 通報処理責任者は、通報処理の状況等必要な事項を市長に報告するものとする。
- 4 通報処理責任者は、あらかじめ指名する防災安全部及び総務部の職員に通報処理に関する事務を補助させることができる。

(調査の実施)

第10条 通報処理責任者は、相談員の指導及び助言を踏まえて、調査の必要性を検討し、調査を行うときは、その旨を、調査を行わないときは、その旨及び理由を相談員に遅滞なく報告するものとする。

- 2 相談員は、前項に規定する報告を受けたときは、通報者に遅滞なく通知するものとする。
- 3 通報処理責任者は、調査の結果、内部通報の対象となる事実があると認めるときは、市長及び関係行政機関の任命権者(以下「市長等」という。)に報告しなければならない。

(調査結果に基づく措置)

第11条 市長等は、前条第3項による報告を受けたときは、必要な是正措置及び再発防止策その他適切な措置(以下「是正措置等」という。)を講ずるものとする。

- 2 市長は、関係行政機関の任命権者に対し、前項に規定する是正措置等について報告を求めることができる。
- 3 通報処理責任者は、是正措置等が講じられたときは、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮し、相談員に、遅滞なく当該措置の内容を報告するものとする。
- 4 通報処理責任者は、内部通報の対象となる事実があると認められないときは、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮し、相談員に、遅滞なく是正措置等を講じないことを報告するものとする。
- 5 相談員は、前2項に規定する報告を受けたときは、通報者に遅滞なく通知するものとする。

(職員の責務等)

第12条 職員は、内部通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由のある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

- 2 内部通報への対応に関与した職員は、知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(通報者の保護等)

第13条 市長等及び職員は、通報者等に対し、内部通報、通報に関する調査等に協力したことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 前項の不利益な取扱いを受けた通報者等は、相談員に申し出ることができる。

3 前項の規定による申し出を受けた相談員は、申し出の内容を整理し、速やかに通報処理責任者に報告しなければならない。

4 通報処理責任者は、前項の規定による報告を受けたとき又は、前条第2項に違反する行為があったと確認したときは、市長等に報告するものとする。

5 市長等は、前項の規定による報告を受けたときは、当該不利益な取扱いに関与した職員に対し、懲戒処分その他必要な措置を行うものとする。

(通報関連資料の管理)

第14条 各通報事案の処理に関する記録及び関係資料の保存期間は、5年とし、防災安全部防災対策課が保管する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、通報処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。